

社会資本整備審議会 河川分科会（第40回）

平成21年1月9日（金）

【事務局】 定刻になりましたので、ただいまより第40回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。私、事務局を務めます国土交通省河川局総務課長の〇〇でございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

まず本日の議題でございます大和川水系、吉井川水系及び日野川水系に係る河川整備基本方針の策定並びに斐伊川水系に係る河川整備基本方針の変更について調査、審議をするため、臨時委員として、大和川水系に関しましては大阪府知事及び奈良県知事、吉井川水系に関しましては岡山県知事、日野川水系に関しましては鳥取県知事、斐伊川水系については鳥取県知事及び島根県知事にご出席をお願いいたしまして、本日はそれぞれ代理の方に出席していただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、お手元に配付しております資料のご確認をお願いしたいと存じます。たくさんございますけれども、資料目次でございますように、資料1が、各水系の河川整備基本方針（案）の概要でございます。資料2が、基本方針検討小委員会の報告でございます。資料3が各水系の整備基本方針（案）、資料4がそれぞれの工事实施基本計画と整備基本方針（案）の対比表でございます。それから、報告事項に関連いたしまして、資料5として「局地的な大雨や集中豪雨による被害の軽減に向けた検討について」ということで、それぞれの報告書のポイント、報告書を配付させていただいております。また、資料6が「21年度河川局関係予算について」、資料7が「地方分権について」となっております。不備がございましたら、事務局にお申し越しいたしますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の委員の出席状況でございますけれども、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、分科会長、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 本年もどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様にはご多用中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

本日の議題は、大和川水系、吉井川水系及び日野川水系に係る河川整備基本方針の策定

並びに、斐伊川水系に係る河川整備基本方針の変更についてでございます。

本件は、先般国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、同会長から河川分科会長に付託されたものであります。これを受けて、河川分科会として効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断し、河川分科会運営規則に基づき当分科会に設置しております河川整備基本方針検討小委員会でご審議いただきました。小委員会での審議の経過及び結果につきまして、委員長よりご報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【〇〇委員】 それでは、報告させていただきます。

大和川水系、吉井川水系、日野川水系については、河川整備基本方針の策定のため、斐伊川水系については、河川整備基本方針の変更のため審議を行いましたので、その審議結果についてご報告いたします。

大和川水系及び吉井川水系は9月24日と10月28日、日野川水系は10月17日と11月7日、斐伊川水系は11月25日と12月2日の2回、委員会を開催しました。委員会には、各河川に詳しい河川工学の専門家、地元の県知事及び地元の有識者の方も加わり、地元事情を踏まえた活発な意見交換が交わされ、各河川の整備の方針について議論していただきました。メンバー表は、資料2の小委員会報告の6ページにございますので、ご参照ください。

各水系の河川整備基本方針の概要と、審議において指摘された主な委員意見とそれらへの対応についてご紹介いたします。

最初に、大和川水系についてご報告いたします。河川整備基本方針の概要についてです。資料1の各河川整備基本方針（案）の概要の2ページをごらんください。

流域及び河川の概要についてです。大和川水系は、大阪府と奈良県にまたがる水系であり、流域面積は1,070平方km²、幹川流路延長は68km、想定氾濫区域内人口は約393万人の一級水系です。大和川は、石川合流後の柏原地点から下流は、人工的に付け替えられた河川であり、大阪平野の高い位置を流れています。このため、一度氾濫すると人口・資産の集中する大阪で甚大な被害が発生します。大阪府と奈良県の県境は狭窄部となっており、日本有数の地すべり地帯である亀の瀬を抱えています。多くの支川が集まる狭窄部上流部では、本川水位の上昇に伴い、奈良盆地で内水被害が発生しやすい状況にあります。

災害の発生の防止又は軽減についてです。既定計画策定後に計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討、雨量データ

による確率からの検討、1/200確率規模モデル降雨波形による検討等を総合的に検討し、河川整備基本方針においても既定計画と同様に、基本高水のピーク流量を規準地点柏原で5,200 m³/sと設定しました。

洪水調節施設と河道の流量配分については、規準地点柏原において、既定計画では基本高水のピーク流量全量を河道で分担することとしていましたが、河川整備基本方針では、洪水調節施設で毎秒400 m³/s、河道で毎秒4,800 m³/sを分担することとしています。

また、大和川では、狭窄部を挟んで下流側に大阪府、上流側に奈良県が位置しており、治水計画上重要な課題を抱えているため、これまでの経緯等も踏まえ、基本理念を取りまとめて議論を行いました。

中上流部において、中上流部の治水安全度を向上させ、かつ下流部への流出量を低減させるため、流出抑制対策及び洪水調節施設の整備など最大限の対策を行うこととしています。これらの対策を行った場合でも、中上流部の治水安全度の確保が困難であるため、亀の瀬狭窄部において、新たに地すべりの安全性を確保した上で行う河道掘削やバイパストンネルなどの人工的施設を検討し、下流部の整備状況を踏まえつつ必要最小限の流下能力を確保することとしています。また、中上流部では、下流部の治水安全度を考慮しつつ河道改修を行い、本川水位を低下させ下流部への流出量の低減にもつながる対策を実施し、治水安全度を向上させることとしています。下流部では、中上流部の整備による流出量の増加への対応も含めた河道改修を行い、治水安全度を向上させることとしています。計画規模以上の洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水への対応として、破堤による甚大な被害の恐れのある場合には、流域全体でリスクを分担することとして、大和川全川において本川に排出する沿川の排水ポンプの停止など流出抑制に向けて、流域が一体となつて的確な対策を検討し講ずることとしています。

河川環境の整備と保全についてです。上流部では、現状の河川環境の保全に努めることとしています。中流部では、流下能力の確保のため河道掘削により、河床を大きく改変するため、河床の掘削形状を工夫し、オイカワ、ギンブナ等の生息・繁殖環境である瀬と淵等の保全・再生に努めることとしています。下流部では、河床や高水敷の掘削形状を工夫し、アユ等の生息・繁殖環境である瀬・淵等の保全・再生に努めることとしています。河口部では、掘削形状を工夫し、カモメ類などの休息場、採餌環境となっている干潟環境の保全・創出に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持についてです。広域的かつ合理的な水利利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努めることとしています。柏原地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、7～9月で概ね4 m³/s、10～6月で概ね6 m³/sとして、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとしています。

審議報告についてです。資料2の小委員会報告の1ページをごらんください。

河道計画について。亀の瀬の開削にあたっては、河床低下を抑えるという点からも水面形がどうなるか等、技術的な面から十分な検討が必要との意見がありました。これについては、亀の瀬狭窄部では、バイパストンネル等の人工的施設や河道掘削により、計画高水流量3,500 m³/sを安全に流すことが可能であるが、亀の瀬開削後、床止めを設置しない場合には、亀の瀬より上流で河床が低下傾向となるため、26k～32kで床止め等により河床の安定化を図ることが必要である。亀の瀬狭窄部の開削にあたっては、洪水時の水面形等のモニタリングを行い、河床低下等の解析・検討を行った上で実施する旨の説明が事務局よりありました。

柏原堰堤の下流で河床が大きく下がっており、柏原堰堤がないと河床の低下が上流に延びるが、今後どのように対処するのかとの質問がありました。これについては、柏原堰堤より下流（5k～17k）において、洪積粘土層にまで河床の低下が及び、今のところ河床低下が収まっているが、河床変動計算によると、さらに河床低下することが予測されます。また、柏原堰堤より上流（17.6k～20k）でも、河床低下が予測されるため、床止め等により河床の安定化を図ることが必要である。今後河床低下状況等をモニタリングし、土砂動態の把握に努め、適切な河道管理を行う旨の説明が事務局よりありました。

治水対策についてです。狭窄部上流で浸水被害が多いため、市街化を抑制したり、大和川流域ではため池が多いため、ため池の活用ができないかとの意見がありました。これについては、昭和30年代後半から急激な流域開発が行われ、昭和57年に大和川北部が総合治水対策特定河川に指定され、総合治水対策を実施している。総合治水対策の一環として、市街化調整区域の保持やため池の活用等に取り組んでいるが、昭和57年から平成17年に約2,000haが市街化されており、今後、治水面からの土地利用規制について検討が必要である旨の説明がありました。ため池の活用については、全体で170万m³の治水容量を確保する計画となっており、現在進捗率は73%である旨の説明が事務局よりありました。

その他についてです。大和川の文化的意味、歴史的意味の重要性を認識し、「母なる川」として扱うようにすべきとの意見がありました。これについては、本文で記載することとしました。資料4-1の対比表、右側、10ページ、下から7行目より、自然豊かな河川環境を保全、継承するとともに、万葉集にも詠まれた流域の風土、文化、歴史も踏まえ、日本の古代国家の成立期に大きな役割を果たした大和川を「母なる川」として認識し、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指す、と記載しました。

続きまして、吉井川水系についてご報告いたします。河川整備基本方針の概要についてですが、資料1の各河川整備基本方針（案）の概要の3ページをごらんください。

流域及び河川の概要です。吉井川水系は、岡山県東部に位置しており、流域面積は2,110 km²、幹川流路延長は133 km、想定氾濫区域内人口は約14万人の一級水系です。河口から5 km付近までは、新田開発を目的とした干拓により形成された低平地が広がり、一度氾濫すると甚大な被害が発生します。

災害の発生の防止又は軽減についてです。既定計画策定後に計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討、雨量データによる確率からの検討、1/150確率規模モデル降雨波形による検討等を総合的に検討し、河川整備基本方針においても既定計画と同様に、基本高水のピーク流量を規準地点岩戸で11,000 m³/sと設定しました。

洪水調節施設と河道の配分については、規準地点岩戸において、既定計画では洪水調節施設で3,500 m³/s、河道で7,500 m³/sを分担することとしていましたが、河川整備基本方針では、洪水調節施設で3,000 m³/s、河道で8,000 m³/sを分担することとしています。

洪水調節については、既存施設の有効利用により対応を図ることとしています。河道掘削等による河積の確保にあたっては、上流からの土砂供給や土砂の堆積状況、河道の侵食とその堤防への影響等を監視・把握し、河道の縦横断形状を維持できるよう計画的に実施することとしています。下流域は干拓等により拡大した低平地が広がっており、高潮対策を実施するとともに、関係機関と調整・連携を図りつつ内水対策を実施することとしています。

河川環境の整備と保全についてです。上流部では、オオサンショウウオなどが生息・繁殖する溪流環境の保全に努めることとしています。中流部では、オヤニラミが生息・繁殖する水際植生等やアユの産卵場となっている瀬の保全に努めることとしています。下流部

では、魚類が河川の上下流や本支川等を往来できるよう水域の連続性の確保等に努めるとともに、関係機関、学識者、保護活動団体、地域住民等と連携を図りながら、アユモドキが繁殖する一時的水域の創出等を行うこととしています。河口部では、海浜植生やヨシ原の保全に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持についてです。既存施設の効率的な運用や広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、関係機関と連携しながら農業用水及び都市用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保することとしています。津山地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、通年概ね $3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、鴨越堰における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、通年概ね $4 \text{ m}^3/\text{s}$ としています。

審議報告についてです。資料2の小委員会報告の3ページをごらんください。

内水対策について。地域にとっては、本川が切れなくても、内水で浸かることは問題だが、その対応をどうしているのかとの質問がありました。これについては、昭和51年9月洪水、平成2年9月洪水を受けて、干田川、千町川で激甚災害対策特別緊急事業等により放水路の整備、築堤、河道掘削等の河川改修を行うとともに、排水機場、水門等の整備による内水対策を国と県が連携して実施している旨の説明が事務局よりありました。

環境についての議論です。吉井川と海では生物相につながりがあり、一体としてとらえることが必要ではないかとの意見がありました。これについては、本文で記載することとしました。具体的には、資料4-2、対比表をごらんください。右側、11ページ、下から7行目より、動植物の生息、生育、繁殖地の保全・再生については、吉井川が児島湾との生物相に連続性があることも考慮し、多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、河口干潟等の定期的なモニタリングを行いながら、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める、と記載しました。

続きまして、日野川水系についてです。資料1の各河川整備基本方針（案）の概要の4ページをごらんください。

流域及び河川の概要です。日野川水系は、鳥取県西部に位置しており、流域面積は 870 km^2 、幹川流路延長は 77 km 、想定氾濫区域内人口は約8万2,000人の一級水系です。本川の河床勾配は $1/130 \sim 1/190$ 程度と中国地方で有数の急流河川です。江戸期から大正末期まで盛んに行われた「鉄穴（かな）流し」により、多量の土砂が下流へ流送され、弓品半島の外浜を形成しており、流域の東側には、大山火山地を抱え荒廃

が進行しています。

災害の発生の防止又は軽減についてです。既定計画策定後、大きな洪水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討は約 $2,200\sim 3,100\text{ m}^3/\text{s}$ 、時間雨量データによる確率からの検討では $2,000\sim 4,400\text{ m}^3/\text{s}$ 、 $1/100$ 確率規模モデル降雨波形による検討では $1,800\sim 4,000\text{ m}^3/\text{s}$ となり、いずれも既定計画の基本高水のピーク流量 $6,100\text{ m}^3/\text{s}$ よりかなり小さい値となりました。既定計画の基本高水のピーク流量 $6,100\text{ m}^3/\text{s}$ は、雨量データや大きな洪水のデータが少ない中で、 $1/100$ 規模の流量検討を行ったもので、不確実性のある中で既往洪水を考慮し、安全側からの値を採用したものです。長期間データが蓄積され、大きな洪水を含んでいる日雨量データからの検討により、適切に既定計画の基本高水のピーク流量の見直しを実施することとしました。流量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討、雨量データによる確率からの検討、 $1/100$ 確率規模モデル降雨波形による検討、河道と既往洪水調節施設で対応できる流量等を総合的に検討し、河川整備基本方針において、基本高水のピーク流量を規準地点車尾で $5,100\text{ m}^3/\text{s}$ と設定しました。

洪水調節施設と河道の配分については、規準地点車尾において、既定計画では、洪水調節施設で $1,500\text{ m}^3/\text{s}$ 、河道で $4,600\text{ m}^3/\text{s}$ を分担することとしていましたが、河川整備基本方針では、洪水調節施設で $500\text{ m}^3/\text{s}$ 、河道で $4,600\text{ m}^3/\text{s}$ を分担することとしています。

洪水調節については、既設洪水調節施設の有効活用により対応することとしています。堰等の横断工作物については、現状の固定堰により創出されている河川環境や魚類等の縦断的連続性の確保等に配慮し、関係機関と連携・調整を図りながら適切に改築を実施することとしています。急流河川に起因して局所的な洗掘等が顕著なことから、水衝部に護岸等を整備することとしています。河道掘削や横断工作物の改築等による河積の確保にあたっては、河道の安定・維持、河岸等の良好な河川環境に配慮するとともに、上流からの土砂供給や河道への堆積状況等を監視・把握しながら計画的に実施することとしています。

河川環境の整備と保全についてです。上流部では、ミズナラ等の河畔林やオオサンショウウオが生息する瀬・淵など、現状の溪流環境の保全に努めることとしています。中流部では、流下能力の確保のため、河道掘削や樹木伐開が必要となるが、チュウサギ等が営巣するヤナギなどの河畔林やカワヂシャ等が生育する冠水頻度の高い水際環境などの保全・創出にできるだけ努めることとしています。下流部では、コアジサシが繁殖場として利用

する河口砂州やトモエガモなど多くの水鳥が越冬する感潮域など、現状の環境の保全に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持についてです。広域的かつ合理的な水利利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努めることとしています。車尾地点における流水の正常な機能を維持するための必要流量は、通年で概ね6 m³/sとし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとしています。

審議の報告についてです。資料2の小委員会報告の3ページをごらんください。

基本高水についてです。気候変動の影響で中国地方は1.1倍程度の降雨量になると予測されている。日雨量データによる確率からの検討では、2番目に大きな流量として4,700 m³/sとなっているが、雨量を1.1倍としたときの流量はどの程度になるのかとの質問がありました。これについては、2日雨量データによる確率からの検討において、流量が第2位となる平成16年10月型降雨を対象に、計画降雨量を1.1倍とした場合の流出量を算定すると、基本高水のピーク流量5,100 m³/sに対し、約5,300 m³/sとなり、概ね同程度の流量である旨の説明が事務局よりありました。

基本高水のピーク流量の比流量を他水系と比較して整理してほしいとの質問がありました。これについては、中国管内の計画規模1/100の8水系について、比流量の平均値は6.4 m³/s/km²であり、一方、日野川の比流量が6.0 m³/s/km²であることから、同規模の集水面積を持つ他の水系と比較して大きく変わらないとの説明が事務局よりありました。

環境についてです。日野川では回遊魚が多いということだが、堰が多いということが魚類等の移動に影響していないかとの質問がありました。これについては、日野川本川は、上流まで堰に魚道が接しており、大型の回遊魚が上流部まで遡上している。一方、法勝寺川は、魚道のない箇所も多く、ヨシノボリ類は確認されているが、その他の回遊魚は確認されておらず、関係機関と連携・調整し、上下流及び本・支川の移動の連続性の確保に努める旨の説明が事務局よりありました。

斐伊川水系についてです。河川整備基本方針の概要について、資料1の各河川整備基本方針（案）の概要の5ページをごらんください。

斐伊川水系は、平成14年4月に河川整備基本方針が既に策定されていますが、社会情勢の変化等を受け、今回変更を行うものです。

流域及び河川の概要についてです。斐伊川水系は、島根県東部と鳥取県西部に位置しており、流域面積は2,540 km²、幹川流路延長は153 km、想定氾濫区域内人口は約23万人の一級水系です。河床勾配は、宍道湖から美保湾までほぼ水平で、大橋川の洪水は宍道湖と中海の水位差により流れます。大橋川沿川等には低平地が広がり、一度氾濫すると、洪水が長期間に甚大な被害が発生します。江戸期から流域内で「鉄穴流し」が行われ、大量の土砂を生産してきました。これにより、中下流部は天井川となっており、河床には網状の砂州が形成されています。

また、斐伊川水系では、斐伊川、神戸川、大橋川及び宍道湖・中海における社会的条件、技術的条件、経済性及び、これまでの経緯等を総合的に勘案して、上流部、中流部、下流部、湖部の流域全体で治水を負担することとしており、3点セットとして、尾原ダム、志津見ダムの建設、斐伊川放水路の整備、大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤の整備を行うこととしています。

社会情勢の変化についてです。斐伊川水系では、中海に干拓地を造成するとともに、宍道湖・中海を淡水化することを目的に、国営中海土地改良事業が実施されていました。しかし、淡水化による水質悪化を懸念する声や、生産調整を行う中で、干拓地を造成することに対する疑問の声が高まり、平成12年9月に本庄工区の干陸中止を、平成14年12月に宍道湖・中海の淡水化中止が決定され、これらを踏まえ、平成17年1月に変更計画が確定されました。また、平成18年8月には、斐伊川放水路事業の進捗を受け、二級水系神戸川を一級水系斐伊川に編入されました。

河川整備基本方針の主な変更内容についてです。今回は主に3点の変更を行っています。

まず1点目は、二級水系神戸川を一級水系斐伊川に編入したことを受け、斐伊川水系河川整備基本方針に神戸川の内容を追加することとしました。

2点目は、現行の神戸川水系河川整備基本方針には、正常流量が決められていなかったため、新たに神戸川の正常流量を設定することとしました。これについては、水資源開発施設の整備や広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携し、必要な流量を確保することとし、馬木地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、3月下旬～9月は概ね4.4 m³/s、10月～3月中旬は概ね3.1 m³/sとしています。

3点目は、主要な地点における計画高水位及び川幅の変更を行うこととしました。本庄工区の干陸中止、宍道湖・中海の淡水化中止による影響等を調査・検討した結果、中浦水

門による堰上げ解消や中海の貯留効果の増大により、中海の水位が低下するとともに、大橋川の出発水位が低下することがわかりました。このため、河川整備基本方針で規定する中海湖心地点及び大橋川矢田地点の計画高水位の変更を行うこととし、中海湖心地点では、H. P. + 1. 4 4 mからH. P. + 1. 3 0 mに変更し、大橋川矢田地点では、H. P. + 1. 8 1 mからH. P. + 1. 7 0 mに変更しました。また、宍道湖、大橋川、中海が汽水湖として存続することとなり、宍道湖におけるシジミの生息環境等を維持するために、汽水環境を左右する大橋川の河床マウンドの保全を図る河道計画とし、河川整備基本方針で規定する大橋川矢田地点の川幅を、1 5 0 mから1 7 0 mに変更しました。

審議結果です。資料2の小委員会報告の4ページをごらんください。

河道計画についてです。神戸川の低水路を拡幅すると、平常時の流況が変わり、樹林化しないかとの質問がありました。これについては、河床掘削により平常時の流況に大きな影響を受けない堰湛水域と感潮域では、流下能力確保のために低水路の拡幅を実施し、順流区間では、低水路部分を極力改変しないよう掘削を実施しており、平常時の流況に大きな変化はない旨の説明が事務局よりありました。

環境についてです。日本海側に低気圧が通過したときに、海面が上昇し宍道湖への影響が大きいのではないかと質問がありました。これについては、中海、大橋川、宍道湖では、湖面風、河川水の流入や海水の入退などを考慮できるモデルとして平面二次元多層モデルを構築し、塩分をはじめ、湖内水位や流速等を計算している。平成14年台風15号は日本海側を通過し、既往最大の高潮が発生し、この高潮では大橋川から宍道湖に進入した塩分が、湖底部を這うように遡上している。平成14年台風15号が襲来した場合の大橋川改修後の塩分遡上の状況について予測すると、宍道湖で形成される高塩分水塊の大きさは、大橋川改修により大きくなるが、ヤマトシジミが生息している沿岸域までは到達せず、また宍道湖で発達した塩分成層が、風により消滅する状況も大きな変化は見られないとの説明が事務局よりありました。

その他についてです。斐伊川は、大和川と並んで日本民族の発祥の地で歴史のある川なので、歴史的・文化的な背景を記載すべきとの意見がありました。これについては、本文に記載することとしました。具体的に、資料4-4、対比表、右側、1ページです。下から3行目より、斐伊川流域は古代より「出雲國」と呼ばれ、当時政治的にも文化的にも日本の拠点の一つであったと考えられている。奈良時代に編纂された「古事記」、「日本書紀」、「出雲国風土記」でも、出雲地方を舞台にした神話等が数多く記録されており、「神話の

国」と呼ぶにふさわしい歴史と文化に彩られた地域である、と記載しました。

以上のような議論を取りまとめて、提案された4水系の河川整備基本方針の案を作成いたしました。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご報告いただきました件について、ご意見、ご質問などをいただきたいと思います。まず最初に、委員の方々からご意見をいただいた後で、各県の知事の代理の方からご意見をいただきたいと思います。

【〇〇委員】 質問なんですけれども、このように変更というものが出てきた場合は、これは地元のほうから変更してほしいということが出てくるものなんですか、それとも、国のほうからこういうふうに変更しようということになるのでしょうか。

それと、変更になるときに、例えば、地元のほうから言われたときには、変更によって、例えば、今までに出している予算とか、そういうものを返還しなくてはならなくなってしまふとか、また、そういうことで、今度何かするときには、地元はいろんなことが困難になってしまうという、そういうことを以前聞いたことがあるんですが、そういうところが少しお聞きしたかったんですが。

【分科会長】 これは事務局に答えていただくのがいいと思いますが。

【事務局】 こういう長期計画の変更というものにつきましては、基本的に、大きな洪水が発生して、例えば今の目標から変わるとか、今回の場合はそうではなくて、前回つくったときのデータの状況を見ながらも、今発生しているものから見ても、少し流量が大きいという中で、適切な流量は幾らかということでやりました。これは、我々、国の中の作業といいますか、審議会の議論の中で、変更の必要性というものをきちんと見ていただいたということになってございます。

ですから、基本的には、一般的な場合には、大きな社会の状況が変わる、水害、こういった自然の状況が変わるといふ、条件が変わる中で行います。斐伊川は、基本的には、干拓をやめるという条件と、それから淡水化をやめるという、これはもうはっきり相手の計画が決まりましたので、それに応じて、我々は、実態に合った形の変更をさせていただいているということでございます。

ですから、これは我々の事業ではなくて、与条件として与えられたものですから、農林水産省の事業がなくなる中で、実態に合った形に変えさせていただいたということでございます。

【分科会長】 基本方針を地元からの発意で変更するようなことがあり得るのかどうかということも聞いておられたように思います。

【事務局】 基本的に、審議会でこうやっているものは、地元と言いますか、やはり条件が変わった中で、我々がきちんと判断をさせていただく中で、審議会のご意見をいただきながらやっていくというようなプロセスでございます。

ですから、基本方針そのものは、やはり国土そのものの安全というものをどう考えるかという、あるいは、安全保障というような形になりますので、そういう意味では、国がきちんと判断をさせていただくということになるだろうと思います。

【分科会長】 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

もしないようでしたら、県の知事の代理の方にお伺いしたいと思います。大和川から順番にお願いしたいと思います。〇〇委員の代理の方、お願いいたします。

【〇〇委員】 それでは、私のほうから3点ばかり。

まず1点目ですけれども、大和川の基本方針がこのようにまとまったことに対しまして、感謝申し上げます。そして、中身としまして、かなり以前から気になっていたことが改正されていることで、喜んでおります。その一例が、例えば、資料4-1の20ページですけれども、従来、基準点である柏原の下流には、実は西除川、東除川という大きな川があったんです。従来計画では、その西除、東除から入ってくる水が考慮されていなかったような感じがしていました。ところが、今回は、柏原の下流で400 m³/sということに改正されていまして、かなり気になっていたことが解消されまして、本当に感謝申し上げます。

それから、2点目ですけれども、今後の話としまして、この基本方針がまとまれば、河川整備計画策定の作業に入っていくんですけれども、そのときに2点ばかり。

1つは、これまで奈良県と、亀の瀬を挟みまして上下流問題がありました。これを機会に、奈良県と協議を深めていきたいなという思いで、仲よくやっていきたいと思っております。

それから、あと、中身としまして、現状の流下能力が、大阪府域では大体2,300 m³/sぐらいなんですけど、この基本方針ではこれを倍増させる計画になっています。ですから、その方法などについても、この河川整備計画の策定にあたりまして、どのようにやっていくのかということ議論させていただきたいと思っております。

それから、最後に3点目ですけれども、これは基本方針とはちょっと話がずれるんです

けれども、現場の話としまして、府民へのアピールということをお願いしたいんですけれども、まずこの大和川、府域では、河川管理者がだれであれ、最も危険な川ということで、府民の認識がございます。それから、現状を見ていただいたらわかるんですけど、かなり河床が上がってきているんですね。調べましたら、毎年5万m³の土砂が上流から流れてきて堆積しているということがあります。ですから、府民にアピールとしまして、ちゃんとやっているよということを目に見える工事として、河床掘削をぜひ力強くやっていっていただきたいということをお願いしまして、私の感想でございます。どうも本当にありがとうございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、同じく大和川についてですが、〇〇委員の代理の方、よろしくお願いします。

【〇〇委員】 では、私のほうは3点、お礼も兼ねて申し上げたいと思っております。

まず1つが、大和川水系の河川整備の基本方針の策定にあたりまして、これまで本県の喫緊の課題でありました浸水被害の早期軽減に向けまして、これまで下流からの改修を待つという立場であったわけでございますけれども、それを上流は上流でできる効率的、効果的な浸水対策も検討していただくようお願いしてきたところでございますが、それが今回の基本方針の中で、奈良県内の早期治水安全度向上に向け、上流部での対策についても位置づけていただきましたということは、これは大変感謝申し上げたいと思っております。

それから、もう1つ、2点目でございますけれども、奈良県にとって、水質の取り組みという大きな課題がございます。実は不名誉なことでございますけれども、水質がワーストワンであるということがありまして、これに積極的に取り組んでいきたいと思っているわけでございますけれども、そういうような趣旨も位置づけていただけたということで、これから奈良県、水質改善に向けても積極的に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

最後、3点目でございますけれども、今回基本方針ができたわけでございますけれども、ぜひ早期に河川整備計画というものを策定していただきまして、早期にそれに基づく事業を行っていただきまして、早期の治水安全度の向上、それから、先ほど申しました水質改善というものについて、よろしくお願いしたいというところでございます。

なお、これまでの検討の中でも申し上げてまいりましたが、今回、上流での流出抑制対策、あるいは、洪水調節施設の整備というものを基本計画に記載していただいたわけでござ

ございますけれども、これは下流の治水対策にも効果があり、また、これによりまして、下流の河川改修に要する費用も軽減されるのではないかと踏まえまして、今後の負担の調整につきましては、ぜひ国のほうで調整をお願いいただきたいというふうに思っております。

また、今回位置づけられました洪水調節施設につきましては、ぜひ地域づくりへの貢献という目で、洪水時だけに使われるようなものではなくて、多目的な日常利用というものに配慮していただくような、ふだんも使えるような配慮なり調整というものをぜひお願いしたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしましても、今回基本方針をこのようにまとめていただきましたことを、大変感謝申し上げたいと思っております。

以上であります。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、吉井川につきまして、〇〇委員の代理の方、よろしく申し上げます。

【〇〇委員】 発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。代理出席で僭越ではございますけれども、一言発言をさせていただきます。

本日は、分科会の各委員の皆様方、あるいは国土交通省の関係の皆様方におかれましては、吉井川水系の河川整備基本方針の策定に向けまして種々ご検討いただきまして、まことにありがとうございます。この案につきましては、吉井川水系のいろいろな特性、文化的な特性も含めまして、さまざまな観点からご検討いただいた結果をこのように取りまとめていただいておりますことを、大変感謝をしております。この基本方針案に対して、小委員会でも申し上げておりますが、異議はございません。

前回の小委員会でもお願いして、基本方針の策定とは直接関係ないのでございますが、先ほどの方々もおっしゃられておりますが、県内の2水系は先行して整備計画の策定作業に入っていただいておりますので、是非とも吉井川水系におきましても、引き続き整備計画の早期策定をお願いしたいという、その1点だけでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【分科会長】 それでは、続いて日野川につきまして、〇〇委員の代理の方、よろしくお願い申し上げます。

【〇〇委員】 代理で参りました〇〇でございます。

本日は皆様方に大変お世話になりました、ありがとうございます。せっかくの機会でございますので、小委員会のときの一部復唱になりますけれども、県からのご要望をさせていただきたいと思えます。

まず基本的に、今回の整備基本方針につきましては、異議はございません。ただ、日野川に関しましては、4点、既に申し上げておりますとおりですが、今回の基本高水の見直しに伴いまして、既存のダムの有効活用を図るという意味もあって、容量配分の見直しが予定されているものと理解しております。県側企業局が持っております用水も、当然その中の対象となっておりますので、十分な協議をしていただければと思っております。

また、日野川におきましては、しばしば渇水が発生いたします。維持流量の確保の一層の促進をお願いしたいと思います。

また、弓浜半島の農業用水の確保ということも県政の重要な課題になってございます。こちらの確保についても、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、小委員会でも出たわけでございますけれども、魚道の関係でございます。本川はともかく、支川の法勝寺川、堰が多いのですが、魚道が非常に少ないという状況でございますので、設置の促進をよろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に斐伊川ですが、〇〇委員の代理の方からお願いいたします。

【〇〇委員】 引き続き、私のほうから話をさせていただきたいと思えます。

こちらにつきましても大変お世話になりました。特に大橋川という問題は、課題を抱えている中で、国の方々には大変ご努力いただいているということをご承知してございません。感謝申し上げます。

この場におきましては、これも繰り返してございますけれども、4点お話をさせていただきたいと思えます。

まず1点、計画高水位が今回下がるということでございますが、中海部分の計画堤防高、こちらをぜひ変更しないで、従来どおり進めていただきたいと思います。

それから、水質の問題でございます。水質改善に対しまして、国の積極的な取り組み、それから、県・市の取り組みに対する支援を一層よろしくをお願いしたいと思います。

また、計画高水位を下げるということに関しましては、近年の地球温暖化に伴う潮位の

上昇というような指摘も地元でもございます。こういう懸念もございますので、地元の了解、あるいは理解を十分取っていただきたいということでございます。

それから、4点目、最後でございますが、中海の護岸の整備、こちらの一層の整備促進をお願いしたいということでございます。これから、先ほどの日野川とあわせまして整備計画が策定されるということでございますが、一日も早く策定の上、整備の一層の促進をお願いしたいと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

続いて、〇〇委員の代理の方、よろしくをお願いします。

【〇〇委員】 代理で参りました〇〇でございます。

本日は斐伊川水系のご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。今回の基本方針の変更につきましては、島根県としましては、特に異論はございません。上流、中流部でのダム、放水路の早期完成とあわせまして、環境や地元の意向等に配慮していただきながら、下流の大橋川の改修並びに中海護岸の整備の促進をお願いするところでございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

委員の方々であらためてご発言はございますか。

【〇〇委員】 きょうの大和川、これはすごく難しい川だと、拝見して思いました。ちょっと掘れば遺跡が出てくるような、もう200年、300年と、底のほうにつながっているような川でして、この中でどういうふうに川を保存していこうか、歴史とともに保存しなければいけないという、この難しさは、住民の方もそれぞれのご意見が分かれてしまっているのではないかとはいえますけれども、中でも御神渡り、随分長いこと中断していたのが復活されたんですか。

【〇〇委員】 そうです。

【〇〇委員】 大阪側に渡す御神渡り。ああいうソフト面なんかを通しまして、大和川、21町村でしたか、ちょっとど忘れしましたんですけど、かなりの数が一河川の中に連なっているんですね。でも、大阪のほうにおみこしを渡して、ことしも安全を祈るというような、あんなふうな住民サイドの催し物があるということは、川との交わり、醜（しこ）るという表現が似合うような若者が多く参加している、次世代にわたった住民の皆さんの

愛する川の裏づけかなというふうに思っていました。

それから、斐伊川ですが、これも難しい川が3河川、最後に残ったんじゃないかなと思うぐらい、鉄穴流しでかなり有名な川だったわけですよね。鉄穴流しと言えば斐伊川というほど、イコールで結ばれるぐらいの川でしたけれども、あとの始末というか、これからまた新しい文化遺産として生まれ変わらなければいけないという場合に、かなり試行錯誤があるのではないかと思います。あそこに宍道湖があって、汽水湖というんですか、シジミにしても特殊なものがあるという、あれもやはり住民の皆さんとどうやって一緒に考えて、残していこうかと、まちづくり、歴史づくりの一つなのではないかなというふうに、はたながら思います。もしそれがうまくできたなら、非常に観光につながる第一のルートではないかと思っています。

そして、ここで褒めたいのは、とてもお水がおいしいことですね。もう全国何番目に入るぐらいのおいしいお水も売り出したらいかがでしょうか。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

【〇〇委員】 環境のことで、1つ質問で、1つご意見を申し上げたいと思います。

質問は、環境のところに、吉井川と海では生物相につながりがあり、一体としてとらえることが必要ではないかという意見があるんですが、吉井川に限らず、どこの川もみんな海とつながっているんで、生物相につながりがあるんだと思うんですが、特にこれを挙げられた理由をご説明いただきたいというのが1つ、質問です。

それから、意見としては、大和川の環境の整備と保全のところ、上流部では現状の河川環境の保全に努めるとあるんですが、これはちょっと乱暴ではないかと。現状の河川環境のどこがいいのかを書いておかないと、何を保全していいかわからないんで、ほかの川はみんなそうなっていますよね。ですから、ちょっとこれは、大和川の上流部については、書き直されたほうが、ちょっと書き加えられたほうがいいのではないかと思います。2ページですね。その2点です。これの2ページ。2ページの河川環境の整備と保全の上流部のところ、

【分科会長】 それでは、事務局のほうでお答えください。

【事務局】 事務局からの説明がやっぱり少し弱くて、川の中だけのところをよく見えて、海との関係での生物の生態の記載が薄いのではないかと。これは谷田委員からそういうご指摘を受けまして、それ以降、もう少しきちんと書くように改善はしてまいりまし

た。それまで、そこまでご指摘がなかった中で、やはりどうしても川だけを見ているところが強くて、当然、回遊魚は書いているんですけども、もう少し生息環境としての連続性をというふうに……

【〇〇委員】 吉井川だけの話ではなくて。

【事務局】 全国の話として、それ以降はきちんと改善させていただいて、書いてございます。

【分科会長】 吉井川だけではないとあるときから気づいて、そういう記述になったということですが。

それから、先ほどの大和川の件は、本文にも説明がちゃんとしてないんでしょうか。

【事務局】 これは本文も同じような書き方をさせていただきますので、もう少し、こちらはどういう河川環境かということはきちんと記述したいと思います。

【〇〇委員】 〇〇委員がおっしゃった、大和川の上流部では現状の河川環境の保全に努めると。その下に、出てくる生き物は、セイタカヨシ、オイカワ、ギンブナ、アユとあるんですが、大和川はもう少しにぎやかなのがいるんじゃないかなという感じがして、やっぱりこのあたりの書き込みが、もしかすると、もうちょっと丁寧に書いたら、もうちょっとにぎやかになって、せつかく大和川、日本の文化のふるさとの川なんだから、自然もにぎやかにしていただきたい。日本で一番汚いということばかり宣伝されていて、だれでもそういう面で知っているんだけど、住んでいるのがオイカワとギンブナかよというのは、やっぱりちょっとかわいそうですね。

【分科会長】 ほかにご意見ありますか。

【〇〇委員】 松江の市街地の部分についてちょっとお尋ねします。大橋川が非常に狭くて、この部分で洪水が起きるということですが、1つは、松江の城下町の、河川局としても、たしか以前取り上げた一例ですが、堀割めぐりが大変重要な観光施設になっていますが、実際にここの堀の部分で少し水位が下がることになるのかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点は、大橋川の、これはある程度広げるということと理解しておりますけれども、ここはたしか北側のほうが旅館街がかなりあって、そちらでなくて、おそらく南側のほうの、わりと低層市街地ですが、町並みとしては、よくみると、まだかつての城下町時代からの由来のいろんな町屋が若干残っているという場所だろうと思っています。そこで、この南側の古い市街地に、ある程度そこに河川を広げるという場合に、ちょ

っと心配していることは、その後、変哲もないビルが林立するという事態は、松江の町並みにとっても、むしろ価値を下げることになりますので、河川側としては、単に河川改修ということだけではなくて、その周囲のまちづくりとか、あるいは建物のつくり方も含めて、それはぜひ責任を持って取り組んでほしい。原因がそもそもやはり河川改修から発していることになりますので。

少しこの河川改修計画の内容についての理解が間違っている可能性もあるので、2点ほど、非常に重要なこの地域、観光的にも重要な地域ですので、川と、この城下町の場所ですが、おわりの範囲で教えてほしいと思います。

【分科会長】 いかがですか。コメントということではなくて、具体的にどういう取り組みをするかというお話ですか。そうではなくて……

【〇〇委員】 1つは、堀割の水位が下がるかについて。

【事務局】 堀割は、今は、例えば、宍道湖から浄化用水を導入しまして、それからあそこの堀がきれいになりまして、今、観光船、ご案内のように、行っているわけですが。先ほどの水位と言っているのは、いわゆる洪水時の水位ですから、いわゆる平常時、たしか下流は朝酌川のほうで最後は大橋川のほうに合流はしますけれども、平常時の挙動と申しますか、それについては変わりませんので、堀割等のところについては、ともに大きな変動はございません。

【〇〇委員】 2点目はどうでしょうか。

【事務局】 2点目につきましては、河川整備計画の中で具体的に、今度整備計画を立てますので、そういった中でまちづくり等を含めて、当然考えていくことになると思います。そういう意味で、きちんと現地の中で、これから整備計画を立てる中で、また地域のご意見もきちんとお聞きしながらやっていくということにしたいと思っています。

今も、もうまちづくりは、実際、検討会をたしかつくっていたと思うんですけども、これは実施してございます。

【〇〇委員】 つまり、河川改修の結果、変な町並みができたと言われないように、河川側でやはりきちんとこの辺は取り組んでほしい。

【事務局】 おっしゃるとおり、大橋川の改修では、それほど川幅は広げないんですけども、一部川幅を広げる部分があって、非常に歴史的なまちの中での河川改修ということで、それは単にもう河川だけで完結する問題ではないということで、環境の問題、それからまちづくりの問題、それは今一体的にあわせて検討している、委員会等をつくって、

地元の方にも入っていただいてやっているところがございます。

【〇〇委員】 よろしく申し上げます。

【分科会長】 ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、ご発言も尽きたようですので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思えます。ただいまご審議いただきました、大和川水系、吉井川水系及び日野川水系に係る河川整備基本方針の策定並びに斐伊川水系に係る河川整備基本方針の変更につきましては、当分科会として適当と認めるということにしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。各委員からいただきましたご意見等は、いずれも貴重なものがございますので、今後、事務局におきましても、これを十分に検討して、施策の上に取り入れていただきたいと思えます。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は、会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができることとされていますので、本件につきましては、会長のご承認を得て審議会の議決といたしたいと思えます。

引き続きまして、事務局より、河川行政における最近の取り組みについて紹介があるとのことですので、説明をお願いいたします。

【事務局】 まず局地的な大雨や集中豪雨による被害の軽減に向けた検討についてということで、ご報告をさせていただきたいと思えます。私のほうから趣旨についてご説明いたしまして、その後、担当部局からご説明をさせていただきたいと思えます。

まず資料5でございます。5-1、5-2、5-3、5-4とございます。

まず趣旨でございますが、昨年7月28日に金沢市の浅野川で大規模な水害がございました。また、神戸市の神戸川におきましても、水難事故などが発生いたしました。このような地球温暖化に伴う気候変化の影響と懸念されるような、そういった中小河川での水害や洪水に伴います水難事故に対しまして、犠牲者ゼロを確実なものとするという必要性から、我々、中小河川の管理のあり方や水難事故防止の考え方について2つの課題の検討を行ってまいりました。河川局は、昨年8月に、学識経験者や地方自治体等の関係者を構成員といたします2つのワーキングを設置してございます。この中で対策につきまして検討いたしまして、今回その報告書がまとまりましたので、ご報告をさせていただきたいと

いうものでございます。

資料5-1に、まず気候変動に適合しました治水対策の検討小委員会がございますが、こういった中での検討に、このワーキングがどのようにかかわっているかということをもとめた図を載せてございます。こちらにおきます、今回、中小河川における局地的豪雨対策、中小河川における水難事故防止対策検討ワーキング、この2つのワーキングが、今回報告書をまとめましたので、ご報告をさせていただきたいということでございます。2ページに、そのワーキングの委員名簿、それから開催状況をまとめてございます。

それでは、最初に、中小河川における局地的豪雨対策のワーキングからご説明をしたいと思えます。

【事務局】 それでは、お手元の資料の5-2と5-3を使わせていただきます。

最初に、5-3の本編のほうでございますが、こちらの報告書の「はじめに」の部分の1ページをごらんになっていただきたいと思えます。ここに報告取りまとめの経緯が簡単に記載されておりますので、こちらのほうから先に説明させていただいた上で、後ほどワーポイントの概要版で報告書の内容についてご説明したいと思っております。

まずはじめの部分の途中でございますが、局地的豪雨とは何ぞやということが書いてございますので、このワーキンググループで議論いたしました局地的豪雨の定義について簡単にご紹介したいと思えます。

一般的には「ゲリラ豪雨」というようなことでも呼ばれておりますが、この特徴としましては、極めて局地的に雨が降ります。かつ、雨雲の発生から降雨の最大化、いわゆるピークまでの時間が非常に短い、こういうこともございまして、現在の技術では、事前に発生場所や時刻の特定、雨量の予測は困難な状況でございます。また、これに加えまして、今回の報告書の議論の中心でございます中小河川でございますが、流域面積が小さいということ、それから、河川の延長も短いということもございまして、洪水の到達する時間が短く、局地的豪雨が発生した場合、非常に短時間に、いわゆる急激に河川水位が上昇し、氾濫まで至るということもございます。こういうこともございまして、河川施設の操作や避難活動が間に合わなかったという事態が生じている状況でございます。

後段のほうでございますが、このため、本年——これは本年となっておりますが、今から言えば昨年でございますが、昨年の7月末、8月末に金沢市、愛知県岡崎市等で局地的豪雨災害がございましたが、そのときの被害から明らかになった課題を踏まえつつ、現行の管理体制を再度検証いたしまして、早急に必要な対策を検討し、具体的に取り組むという

ことで被害の軽減を図ろうということが重要である、こういう認識のもと、この報告書は、中小河川における管理上の課題を明確にしつつ、自然的・社会的特性を勘案し、河川管理の観点から局地的豪雨に伴います被害の軽減対策を取りまとめたというふうに記載されているとおりでございまして、こういう内容の報告書になってございます。

それでは、資料2に戻っていただきまして、こちらのパワーポイントで報告の概要についてご説明いたします。

まず、明らかとなった課題となっておりますが、昨年の7月末、8月末の局地的豪雨によります災害でございまして、特に「急激な河川水位の上昇」という言葉が出てまいりますけれども、わかりやすく具体的に説明いたしますと、例えば、金沢市で昨年氾濫いたしました浅野川という中小河川がございまして、過去の洪水では、平常時の水位から洪水時の一番高い水位、いわゆるピークの推移までに概ね8時間程度かかっていた、そのぐらい時間があったというようなことが過去の洪水の経験でございましたけれども、昨年7月末の局地的豪雨の際におきましては、平常時の水位から2時間弱で堤防を超えるというような、極めて急激な水位上昇が発生しているわけでございます。そういうことがございまして、ここにはございますように、急激な河川水位の上昇に対しまして、適切な避難活動、情報伝達も含まれますけれども、非常に難しい状況にあったということ。それから、水門、陸閘等の河川施設の的確な操作が困難であったということが事例として出ておりますし、また、平常時の対応、これはもう全体を通して言えることではございますけれども、そういうような急激な水位上昇を想定した訓練なり連絡体制の確認等は、必ずしも十分ではなかったというようなことが課題としてございました。

その課題に対して、対応策を検討する、1つの検討の視点といたしましては、右側にございますように、先ほど私申し上げましたが、なかなか予測が難しい外力現象でございまして、早急に取り組む対策といたしましては、現状の技術水準、それから、中小河川を多く管理する都道府県の管理水準の現状等も踏まえながら、実践的な対策を重視して検討していこうではないかということでございました。それから、2点目としては、地域住民の皆さん方の自主的な避難・防災活動を重視していく必要があるのではないかと。それから、河川管理者以外の防災関係機関との連携を十分重視していく必要があるということが、検討の視点としてございました。

対策の方向性は、ここに6つほど挙げております。初期体制の迅速化、河川管理者の対応力の向上、「地域防災力」の維持・向上、防災情報の共有、防災意識の向上、降雨・

河川水位の監視強化、予測の高度化、ここの5つがございまして、6番目に適切な維持管理の推進となっております。これらにつきましては、裏のほうでももう少し細かくご説明いたしますが、いずれにいたしましても、この1から5番目の対策を推進するためには、当然ながら、その前提として、平常時の維持管理を適切に行うということが基本であるという共通認識のもと、具体的な対策の議論がなされたものでございます。

裏をめぐっていただきますと、初期体制の迅速化ということで、対策が5つほど出ておりますが、まずは局地的豪雨が発生した場合に、どのような洪水の、もしくは氾濫の状況になるのか、そういうようなことを防災関係の職員がまずしっかり理解していくことが重要である。何せ今まで多くの経験がないタイプの雨であり洪水被害でございますので、そういうような教育をしていくことが重要ではないかということとか、それから、被害の想定方法——予測方法というよりも、まずは想定だと。どのような被害になるんだろうかということが、雨が降り始めた段階で短時間で想定が立てられるような整備を行う必要があるということ。それから、これまでは水位をもってさまざまな水防活動等、もしくは河川管理者の対応の発令規準を設けておりますけれども、もう実況の河川水位では間に合わないということが明らかになっておりますので、雨の降り始めの段階で初期体制をとるなどの発令規準の見直しが必要ではないかということがまとめられております。それから、対策4にございますように、やはり洪水の発生を予測する技術開発、現状ではなかなか難しい部分がございますけれども、それに向かってきちっとした積極的な対応をしていく必要があるということでございます。

それから、河川管理者の対応力の向上の中では、対策1にございますように、やはりどうしても対応が遅れぎみになるわけでございますので、とにかく空振りを恐れずに速やかに河川管理施設、例えば、ゲート操作を伴うようなものの施設の操作体制をとるようにしていくべきではないか。それから、それでもやはり短時間に水位が上昇する現象に対して対応できないケースも十分考えられるわけでございますので、施設の自動化なり電動化、遠隔操作化等の施設の改善も、必要に応じてやっていく必要があろうということでございます。

それから、3番目、「地域防災力」の維持・向上でございますが、やはり地域の住民の皆さん方に、このような事象に対する知識を持っていただくという意味でも、防災教育の充実も大変重要な課題でございますし、それから、地域の中で引っ張っていただける防災リーダーを育成していくのは重要ではないかというご指摘もございました。それか

ら、対策2にございますように、河川管理者だけでは、すべての情報が短時間になかなか集約できないという状況もございましたので、水防団、樋門の操作員はもちろんのこと、NPO等の関係者ともネットワークを構築して、情報をできるだけ短時間に広範に得るといような体制をとっていく必要があるとしてございました。

4番目でございますが、防災情報の共有、防災意識の向上でございますが、対策2にございますように、ハザードマップも、やはり中小河川の局地的豪雨に対応するハザードマップとしては、もう少し細かい地形、いわゆる窪地や低地での氾濫——川からの氾濫現象が起こる前に、もう既に強い雨によって、いわゆる内水という形で低地にかなりの浸水を生じて、被害が出ている事例も出ておりますので、そういうような情報を入れたハザードマップもつくっていく必要があるのではないかと。それから、外水、いわゆる氾濫水だけではなくて、内水ハザードマップとの連携も図っていく必要があるのではないかと。

それから、5番目、降雨・河川水位の監視強化でございますが、対策2にございますように、既存のレーダ雨量計——これはCバンドレーダと言っていますが——に加えて、高解像度の気象レーダ、Xバンドレーダを整備いたしまして、豪雨の実況監視を強化する。これにつきましては、既に補正予算によりまして、三大都市圏と実際に被害が発生いたしました金沢市周辺に整備すべく検討を進めているところでございます。それから、対策4にございますように、先ほどとも関連いたしますが、詳細な地形データを整備いたしまして、そこで洪水予測なり氾濫予測モデルを立てていくということにして、先ほどのハザードマップとの関係をきちっとここで持たせていく必要があるのではないかと。

それから、最後、6番になります。適切な維持管理の推進ということでございますが、やはり効率的、効果的な維持管理を徹底するというのと、それから、やはり管理から得られた情報の蓄積と有効活用を図っていくような基本中の基本でございますが、こういうことをしっかりやっていくべきだということが、今回の報告書に盛り込まれた内容でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

【事務局】 続きまして、中小河川における水難事故防止策検討ワーキングのほうの報告をさせていただきたいと思っております。報告書の本文は、お手元の資料5-5でございます。本日は資料5-4、1枚紙でございますが、そのポイントの紙で説明させていただきたいと思っております。

まず、そもそも水難事故の防止のワーキングでございますが、水難事故につきましては、

過去にも幾つかの河川で起こっておりまして、過去、平成12年、19年と、水難事故防止に向けてのいろんな検討会の中での提言はいただいているところでございます。今回は、平成20年7月に、兵庫県の都賀川で、雨の降り始めから十数分で水位が1メートル以上も上昇したと、今まで想定していなかったような非常に厳しい事象が起きたという中で、5名が亡くなられております。そうした新たな事象に対して、今まで取り組んできたものに加えて、どういうものがあるかというものを検討いただいたという報告でございます。

課題でございますが、2つの視点から課題を取りまとめました。

まず河川利用者の課題でございますが、いわゆる局地的豪雨の危険性に関する新たな認識を持つことが必要ではないか。それから、河川水難事故の危険性に関する認識、自ら情報収集、自己判断、自らの安全確保を行うべきという意識が少しずつ薄れてきているのではないかという議論がありました。

それから、行政等の課題につきましては、対策の見直しということで挙げられましたのは、河川利用者の自己判断に必要な啓発、情報提供の不足。それから、2番で、緊急時及びリアルタイムの情報提供に関する技術的な課題。特にゲリラ豪雨等の予測技術の議論がございました。それから、③で、親水施設の安全管理について、急な増水に関する観点でのいろんな取り組みが不足していたのではないかとこのところでございます。それから、2番で、行政だけではなくて、あらゆる主体が対策を講じることが必要であろうということで、課題として挙げられております。

そうした中で、基本的な方向性を下に書かせていただきましたが、まず利用者におきましては、自らの安全を自らが守ることが基本であるという中で、河川利用者自身が危険を判断し行動することが必要であることを再認識してもらって、気象情報、予測等の早めの情報収集、迅速な行動をとることが重要である。河川利用者の危険回避を促すような地域力の向上が望まれるというところでございます。

それから、行政におきましては、これまでも増して利用者が迅速に自ら判断、避難することが重要であるということ啓発するとともに、河川利用者の安全意識を高めることが基本である。また、水難事故防止をより確実なものにするため、これまでのPULL型——河川利用者、受け手側の意志で入手する情報、例えば携帯とかでアクセスして情報入手するなどの情報提供、これは行ってきましたが、それ以外に、いわゆる急な水難事故が発生した河川、それからまた、そのようなことが同様に起こり得るような河川、それから、親水整備が行われた箇所等において、河川利用者の判断に必要な情報を提供するため

のPUSH型——受け手の意志に関わらず送られてくる情報の新たな対策を実施しようという形でございます。具体には、PUSH型というのは、いわゆる警報システムとか回転灯とか、そういう形のものをイメージしているところでございます。それから、親水施設の管理者は、河川利用者の避難を支援するための施設、器具の設置を地域と連携しながら検討を進めてくださいという形で、避難施設の話についても課題として挙げさせていただいています。それから、最後に、関係機関、地域との連携を強化するとともに、河川におきましても、雨水貯留施設等、今の都市整備の進展の中で急な増水が起こってきたという側面もあるものですから、流域対策を積極的に実施していくという形でまとめました。

裏のページに移っていただきまして、具体的な対策について若干項目だけ、本文はもう少し網羅的に書かせていただいています。ポイントだけ書かせていただきます。

まず一番左、平常時の啓発という意味では、まず河川水難事故防止週間を設置して、継続的に取り組んでいくというのが大事。それから、下のほうでいきますと、特に子どもたちへの教育というところについてを力を入れていくという形で、ここで挙げさせていただいております。

中央でございます。河川利用時の情報提供という意味では、まず気象予測、洪水予測の高度化というものに取り組んでいく。それから、下でございます、看板、警報装置の設置。看板についても、非常にわかりにくいものがございまして、そういうものを見直して、設置していないところについては積極的に設置する。警報装置につきましては、先ほどもうしましたPUSH型の装置も検討するというところでございます。

それから、一番右でございますが、避難支援施設、器具の設置ということで、いろいろ全国で効果のありそうなものがございます。こういうものを事例として挙げさせてもらいながら、地域でそれぞれ議論して設置をしていただくという方向を出させていただきました。

それから、最後に右下でございますが、関係機関、地域との連携、それから、流域対策というものも取り組んでいくという形で報告書がまとめられております。

以上でございます。

【事務局】 引き続きまして、平成21年度河川局の環境予算についてご説明をさせていただきますと思います。

資料6をごらんいただきたいと思います。以前の河川分科会で河川局予算につきまして、概算要求についての内容をご説明したと思いますけれども、今回、政府原案がまとまりま

した。これにつきまして、ご説明をしたいと思います。

政府原案は、現在開会中の国会で今後審議をされていくということになっております。

1ページをごらんいただきたいと思います。平成21年度の河川局の関係予算総括表というのがございます。概算要求時に限度額いっぱいの1.13という伸び率の要求をしたわけでございます。昨今のさまざまな経済状況等がありまして、公共投資についての議論もございましたけれども、基本的には公共事業費を抑制していくという方針を堅持ということでございまして、河川局の事業も大体その中に入っております、0.97ということになったということでございます。

しかしながら、次の2ページでございますが、平成21年度の河川局関係予算のポイントということで、限られた予算の中でメリハリをつけてやっていこうということでございまして、特にそのうちの力を入れていこうと思いますのが、一番上の◎のところに書いてございます、地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等を踏まえまして、災害リスクの増大への緊急的対応、これが地球温暖化に対する対応とっていただければいいのではないかと思います。それから、大規模災害等の対応の強化。これは、昨年起こりました宮城・岩手の地震のようなものに対する、そういうようなものに対する災害の対応の強化ということで、その部分を見ますと、大体1.15倍ということでございまして、そこには集中的に投資をしていきたいということでございます。

最初の地球温暖化への適応策でございます。主なものがそこに6つほどございますけれども、一、二、ご紹介いたしますと、次の3ページをごらんいただきたいと思いますが、先ほどいろんな説明もございましたけれども、実際いろんな危機、あるいはリスクが高まってくることに伴いまして、災害予測ですとか予警報システムの整備、こういったものが非常に重要でございますので、こういったものに対しまして、費目を設けまして、集中的にこういう対策をしていこうということで、総合流域対策費というものを設けて、積極的にやっていこうというように考えているということでございます。

それから、一番最後の12ページでございますが、こういうような犠牲者ゼロを目指しまして、そういう水災害みたいなものの監視ですとか、あるいはシステムの強化等、それらのものをするための組織といたしまして、地方整備局に水災害予報センターというものを開設いたしまして、ここに人材を集めまして、そこに書いてございますような情報提供をするには、どのような情報提供をするのがよりよい情報提供になるのかとか、あるいはモニタリングとかリスク評価といったものに対するいろんな改訂とか検討とかいうものを

ここでやっていこうという、組織も一緒につくっていこうということでございます。

2ページに戻っていただきまして、それが最初の地球温暖化に対する対応でございますが、2つ目の○が、大規模地震に伴う河道閉塞への対応ということでございまして、例えば、TEC-FORCE、災害時に我々の職員等が現地に行って、いろんな緊急支援をするといった際にも、これまで調査費しか認められなかったわけですが、緊急に実際に取付道路とかというものをつくるような、そういう若干の工事費もできるような、そういう組織の制度の拡充も行っております。

それから、3つ目の○でございますけれども、老朽化してきております河川管理施設に対応するために、これは維持に関しましては、なかなか都道府県の方々に対する負担も多いということもございますので、一部につきましては、いろんな起債措置とかいうものをつくって、地方の負担も軽くして、より一層河川管理施設の維持みたいなものをやりやすくしていくということを考えているということでございます。

一番下は、さまざまな新規事業をご紹介しているということでございます。

なお、このほかに、平成20年度につきましては、夏に補正予算ということで、一次予算というのが8月に通りまして、河川局としましては、地球温暖化に伴う局地的集中豪雨への対策というものと大規模地震の早期災害復旧・復興に向けた対策ということで、事業費としますと691億円ぐらいの1次補正がついております。そのほか、生活対策といたしまして、現在、2次補正につきましては、国会のほうでご審議をいただいているという状況でございます。これからもできるだけ状況に合わせた予算編成をいたしまして、着実な河川事業を推進していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【事務局】 引き続きまして、地方分権改革の現状についてご説明をさせていただきます。資料7のほうを準備してございますので、よろしく申し上げます。

若干おさらいになりますけれども、1ページでございます。第1次勧告が、5月28日に地方分権改革推進委員会から出てございます。おさらいでございますが、河川のところにつきましては、1つの都道府県内で完結する一級水系、これは109水系、全国に一級水系はございますが、そのうち53水系になります。これにつきまして、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管するという勧告が出ました。その際に、ここに①から③までございますけれども、こういう3つの規準のようなものでございますけれども、

こういったものについては国が行うべきものという整理でございますが、国が管理する場合を、こういった場合でも極力限定するという勧告でございます。個別の対象河川については、第2次勧告までに具体案を得るといようなことになってございました。

めくっていただきまして、2ページでございますけれども、勧告に対しまして政府としてどうするのかという取り組みの方向性を示したものが、この地方分権改革推進要綱でございます。これは総理をヘッドとします分権改革推進本部の決定というものが出てございます。ここにおきまして、河川につきましては、一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、先ほど言いました3つの条件、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一つの都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管する。個別の対象河川については、第2次勧告までに具体案を得るといことにされておりました。第2次勧告は、後ほどご説明しますが、12月に出てございますけれども、それに向けて個別の対象河川を調整するということで、10月から具体的な移管候補水系を該当する都道府県にお示しして、個別交渉に入りました。財源の問題だとか、いろんな問題がありましたけれども、一応総務省だとか財務省だとかと調整をして、そういったところがある程度めどが立った段階で、個別交渉に入ったということでございます。

その結果は4ページになりますけれども、ここにごございますように、国の見直しの考え方にとらわれることなく、幅広く都道府県よりご要望を伺いながら個別協議を進めてきて、その結果を取りまとめたものがこれになってございまして、移管する方向で今後更に調整を進めていくもの、6水系、それから、移管の可能性について引き続き協議するもの、この中には、我々から候補としてお示ししたものの、その中から見直しの考え方に照らして移管候補としたもの、こういうふうな表現になってはいますが、11水系、それから、我々が移管候補としていなかったんですけれども、都道府県から移管要望があったもの、9水系というふうなことで、こういうような水系について引き続き調整をするということで、個別協議の状況を公表させていただいております。12月の初めの段階でございます。

特に都道府県から移管要望があったものということでございますけれども、秋田県、広島県、福岡県、佐賀県、こちらのほうから移管の要望が出されてございます。

こういう個別協議の状況を踏まえまして、第2次勧告というのが、12月8日に地方分権改革推進委員会から出てございます。5ページ以降でございますが、6ページにその目次がございます。第1章は義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、第2章が国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大、こういうようなことが書かれてございます。

1つ目の義務付け・枠付けの見直しの話でございますけれども、8ページでございますけれども、勧告の中では、最初のところにありますように、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象とするというふうにされています。ご承知と思えますけれども、河川については、一級河川の指定区間、それから二級河川、これらが都道府県の管理ということでございますけれども、これらにつきましては、法定受託事務ということになってございまして、自治事務ではございませんので、ここで対象となるものは、自治事務である、いわゆる準用河川というものが対象になるということになりました。

その結果、13ページでございますけれども、河川に関する義務付け・枠付けの見直しに該当する勧告の対象となるものが、13ページの表で整理されてございますが、河川法につきましては、準用河川に関わるものというふうなことでございまして、

次に、14ページでございますけれども、もう1つのほうの出先機関の改革ということでございます。勧告でございます。3行目に、政府に対して、国の出先機関の改革の具体化に向けた検討に早急に着手し、これを実現するための工程を明らかにした計画を平成20年度内に策定することを要請するというふうにされています。具体的な勧告内容は後ほどお話をしますが、その一番下のように、直轄国道や一級河川の地方移管については、1次勧告で示した規準に沿って都道府県への移管を進めるべきであるとし、先ほど言いましたような協議の状況でございますけれども、必ずしも十分とは言えないというふうにご指摘をされ、早急に結論を出すよう要請するというふうにされてございます。その後、8行目、これらの地方移管に伴い、必要な財源や人員が確実に地方に移譲されるよう、国が必要な措置を講ずるのは当然のことであるというふうなことで勧告がなされておまして、その次の段落ですけれども、こういったことによりまして、出先機関職員のうち、合計3万5,000人程度の削減を目指すべきであるというのが勧告になってございます。

それから、もう1つ、今のは人員の削減みたいな話でございますけれども、16ページのほうから、個別出先機関の見直しみたいな話を書いてございまして、38ページの右上のところ、国土交通省の地方整備局、これについての勧告文がございまして、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局に、それから、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局に統合するという勧告案でございます。

ずっと後ろのほうの、後ろから2枚目のところ、44ページなんですけれども、今ご説明した組織改革のイメージ図がパワーポイントで紹介してございます。これは分権委のほうでつくられたものでございますけれども、今申しましたような出先機関の見直しは、一番上のところでございます。府省を超えた総合的な出先機関への統廃合を行うものとして、地方農政局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、地方環境事務所、こういったところを統合し、直轄の公共事業の実施機能以外の部分を地方振興局というように統合する。今申しました組織の中の直轄公共事業——農政局さんでは土地改良事業だとか、直轄でやっておられますけれども、そういう事業と地方整備局の直轄事業をあわせて、これを地方工務局という名称にして統合するというような、こういうイメージの案が出されてございます。

あとは、その下に、現行の組織を残すものとか、いろいろ書いてございますけれども、こういう方向で現在勧告が出ました。これを踏まえまして、先ほど冒頭に申し上げました、これを実現するための工程というのを年度内に策定するというようなことで、関係省庁調整しながら進めるということになってございます。

今後のスケジュールでございまして、45ページ、一番最後のペーパーにスケジュール感の表がございまして。概略のものでございまして、第2次勧告が平成20年12月に出ました。年度末に第3次勧告ということになってございまして、そこに向けて、先ほど申しましたような工程表を作成するというようなことになっております。3次勧告では、下の黄色いところへ少し記載がございまして、国の法令による義務付けの緩和だとか、分権型社会に向けた税財政構造の構築だとか、こういったようなことが3次勧告に盛り込まれるということになります。

これらを受けて、政府としてどうするかという方向を策定するということになりますが、それが地方分権改革推進計画閣議決定と書いてあるものになるというふうに考えられます。こういう勧告を踏まえまして、分権改革を政府としてどういうふうに進めていくかという計画を立てて、それを法律にして、分権一括法だとか、そういったもので国会で審議をしていただくというようなスケジュール感になっておりまして、来年度——この委員会が設置期限が22年3月ということになっておりますので、21年度にこういったようなところの議論が進むのではないかというスケジュール感でございまして。これに対してどのように考えているかというところは、まだこれからでございまして、情報として委員の皆様にご提供させていただきました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

3件について、1つ目が、局地的な大雨や集中豪雨による被害の軽減に向けた検討について、次に、平成21年度河川局関係予算決定概要、最後に、地方分権についての現状のご説明がありましたが、何かご質問なり、ご意見なりございますでしょうか。

【〇〇委員】 ちょっとファジーといいますか、見えづらいなと思いましたが、子どもたちに対しての河川の勉強、教育ということに関しては、子どもに直接ということは、中にはPTAを通して子どもたちに教育をするというふうに出ていますけれども、子どもたちというのは、親がちゃんと教育されていないと何も学べないところがありまして、やはりもう少し積極的に大人に対する教育も重要だと思うんですね。特に、川の近くに住んでいる方々で、逃げ切れない方々というのは、高齢者の方々が非常に多くて、例えば、インド洋の津波のときもそうでしたが、女性と子どもと高齢者が一番被害を受けた理由は、女性たちは子どもを守ろうとして、子どもを探したり、見つけ出すのに大変で、それで逃げ遅れて家の中で亡くなってしまったりとか、また、高齢者がいるお家だと、そこにいる主婦が一人でみんなを守らなければいけないということになってしまう。もっとコミュニティの中で、女性たちに対しての支えがとても重要なことだと思うんです。もちろん、情報を与えるとか、早くに感知するということがすごく重要なことではあるんですけども、実際に起きたときの行動の中では、地元コミュニティがどれだけ備えをしてきたかということで、すべてが出てくると思うんです。

それと、情報の発信の仕方も、前回もお話ししたことがあるかと思うんですけども、非常にデジタル化されすぎてしまって、情報が全部携帯電話とか、そういうところから行くようなイメージが出てしまっているんですが、やはり町内会とか、回覧板を回している人たちが一番情報が早いのと、ちょうど二、三日前だったと思うんですけども、津波があったときに、私、神奈川県の上野原町に住んでいるんですが、「お宅の海岸にお昼の12時に50センチの津波が上がるというふうに聞いているわよ」とニュースを見た青森の方から電話があったんです。うちは川のすぐ近くに住んでいますので、とにかく心配して電話をくれたんですけど、やはり女性同士というのは、非常にそういうところが早いんですね。伝達能力があるわけですから、女性たちに対して、もうちょっとこういう情報発信ができるような、PTAだけではもの足りないと思うんですね。ですから、もっと地元で、自治体が本当にリアルタイムで女性たち、そして高齢者たち、子どもたちということに対

して積極的にできるような仕組みもここにあるといいかなと思ったんです。これを見ると、子どもたちへの教育というのがとても強調されているところが、ちょっと薄いかなという感じがいたしました。

【分科会長】 ありがとうございます。

何か事務局からありますか。

【事務局】 私の説明もちょっとはしょっておりましたけれど、報告書の4ページのほうに、今委員のほうからご指摘いただいたようなお話が、やはりこのワーキングの中でも出てまいりまして、いわゆるコミュニティを非常に大事に、やはり地域防災を考えるべきではないかのご意見がございまして、報告書の4ページのほうには、コミュニティのもっと地域に精通した市民らが主体となった防災活動の効果は高いので、そういう活動が発展するような行政の支援も必要ではないかということもございまして、言葉としては、そういう議論があったことを表現しておりますし、それから、子どもを対象に防災教育というのもございますけれども、やはり地域の住民の皆さん方にまず、親の方も含めて、やはりこういう局地豪雨という仕組みからどういう状況が起こるのかということまで、やはり丁寧にお伝えして、理解を深めていく必要があるということでございますので、委員のおっしゃるとおりでございます。

【〇〇委員】 今、〇〇委員が津波の話をされたんですけど、ちょうどそのとき僕は江ノ島でイルカショーを見ておりまして、何かイルカショー、外がざわざわし始めたので、のぞいたら消防車が来て、サーフィンをやっている人たちに「上がれ、上がれ」と言っているんですね。あちこちで人が走り回って、とにかく海の中にいる人を上げる。「津波だ、津波だ」と言っているんですけども、イルカショーはにぎやかで、何十センチの津波が来るのかという情報も全くありませんし、僕は大丈夫だろうと思ってずっとイルカを見ていましたけれども、非常に異様な感じがしました。このデジタル社会で、わきでは消防署の人たちが走り回って、みんな陸へ上がれと言っているのに、イルカショーのところには、今津波の警報が出たと——警報と言っていたと思いますけれども、何十センチの津波か、何メートルの津波か全く流れないで、これがデジタル社会かなと、本当にそのときはリアルに、今のお話でまさにそういう感じを持ちましたので。

予算絡みの全体のこと、僕は本当に心配なことが1つありまして、温暖化はリアルな問題と私は思っておりますし、適応策ということが正面から出てきたというのは、ちょっと遅かったかなと思うけれども、まことによかった。出てみると、多分、国際的にもそん

なに引けを取らない形が出たと僕は思っているんですね。イギリスなんかでは、コミュニティベースで、コミュニティごとに温暖化に対応する適応策と、例えば緩和策の提案を出せとかいうのが論文で出ていたりするので、そこまでは日本はまだまだ到底いかないんですけれども。そういうときには、ミチゲーション・アンド・アダプテーションではないんですよ。アダプテーション・アンド・ミチゲーションなので、当然アダプテーションのほうが重要なんですよ。炭酸ガスが減ろうが減るまいが、もういっちゃんかもしれないという状態で、みんな本気でアダプテーションを考えていますから、日本国は、環境省が出したアダプテーションの話の中には、流域という言葉がないんですね。集約された文書には、これは流域で受けるしかないんで、国土交通省しかない。

これはとってもよかったんですけれども、僕はちょっと心配なのは、それに対する反応がちょっとせっかちすぎないか。どういうことかということ、ハードでまず受ける。デジタルな情報発信で受ける。違うんじゃないか。何が違うかということ、まちに住んでいる人は、自分のまちが行政区画であることはよく知っているけれども、それが流域とか地形だということを知りません。本当に全く知らないんですよ。そこから始めなきゃいけない。本当に豪雨、渇水が厳しくなるのは100年先です。10年先にひどいことになるのではないんですね。ゲリラ豪雨は来ていますけれども、今もう既に温暖化でひどいことになり始めた、あと5年でとんでもないとかいうのでは……。最初はスパートし過ぎると、とんちんかんになると僕は思っていて、何をやらなきゃいけないかということ、本当にこれから流域啓発をやらなきゃいけない。人は大地のでこぼこ、水循環の単位の中に暮らしているんだ。そこで自然とともにしっかり暮らさなきゃいけないんだということ、これから始めなきゃいけない。

そのときに、僕は、ちょっとやっぱりテレビのいろんな報道なんかも過剰に効いたと思うんですけれども、啓発・広報活動を引いちゃっていないかなと。国土交通省が逃げたら、だれがやるんだろうと思っています。地域に、みんな流域で暮らしているんだから、水害のことも何もかも流域で考えようね、松宮なんかそういう施設はあるわけなんですけれども、そういうところが、多分、軒並みふたをされていく動きかと思うんです。本当に心配しています。

一方で、治水対策がハードの面で進む。それはそれで大変よろしいことですし、デジタルの動きが進むのはいいことだけれども、地域がようやく流域で考えなければいけない、汚染のことも洪水のこともみんな流域でやるんだという動きになったところをつぶしてい

ませんか。僕、そこが非常に心配。

焦ってはだめだと思うんですね。そこで頑張らないと、そういう啓発をやるのが100年先の日本の国土を守ることなんだと言えるのは、僕は治水管理者以外にいないと思うんですね。ぜひ、これは意見として申し上げるにとどめますけれども、引かないでいただきたいと思います。

【事務局】 貴重なご指摘ありがとうございます。

我々の意識も、ハードとか何とかとかいう一辺倒ではなくて、いろんな施策を組み合わせようというふうに考えています。今回、先ほどご紹介したいろんな施策は、十分時間がなくて、詳しくご説明できなかったんですけども、ソフト、ハードを含めた施策として、パッケージ的な施策として打ち出せるような準備ができる、そういうものが認められております。

そんな中で、広報の話だとか啓発の話も、最初に総合流域対策費の話とか、いろいろさせていただきましたけれども、こういうようなところでそういったことにも力を入れていきたいというふうに考えております。

前提として、100年後に起こることとおっしゃられたんですけども、そこは我々の認識、いろいろなところで議論してきていますけれども、ある種大きな揺らぎがどんどん広がっていくという感じになりますので、場所によっては温暖化の影響が20年、30年後に顕著に出る、あるいはもっと早く出るかもしれない。そういう認識でやっぱりやっておかないと、日本には109水系流域がありますけれども、どこでどんなことが起こるかというのは、やっぱり大変脅威の対象でございますので、そういったものに対して備えをするというのは、今から始めても遅くないというように我々としては思っておりますので、そこで何か委員が言われたようなことにも配慮しながら、総合的な施策として展開していくというのが必要なことではないかというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

【分科会長】 ちょっと関連しますが、先ほどの中小河川とかの問題、これはやはり地方自治体の河川管理者が、これを十分に認識して行動すべきことで、今ここでそういう問題点を整理するのは非常に重要なんですけど、これをいかにそういうところへ伝えて、ある意味では、私、一緒に考えるようなところから始めたほうがいいのではないかと、そういう機会が何かできないかというようなことを考えているんですけど。

やはり認識を共有するようなことを先にやらないと、なかなかこれは全国展開できない

でしょうし、まずは河川管理者が広く認識すると、それがそれぞれの地域で住民の方々と、というような、やっぱりその共通認識を持つ活動というのをぜひ具体的に考えていただきたいと思うんですが、何かあれば、今考えていることをお聞かせください。

【事務局】 先ほど資料5-1で、検討体制について、詳しくはご説明はしていませんでしたけれども、中小河川における局地的豪雨対策のワーキングのほうには、東京都、石川県、愛知県の皆さんに入っていますし、それから、中小河川における水難事故のほうにも、神奈川県、兵庫県のメンバーにも入っていただきまして、今まさにおっしゃられたように、そういう河川管理を担う皆さんと議論を始めて、こういうものをまとめさせていただきます。

この内容につきましては、治水課なり環境課なりから、各県の河川の担当の方々に通達の形でお送りしてございますし、実際にそういうものを受けて、県の中でまたいろいろな検討会をつくられているところもございますので、そういう方向で各自治体にも認識を持ってやっていただくように、これからもっと働きかけていきたいというふうに思います。

【〇〇委員】 1点だけ。質問させていただく前に、ちょっと確認なんですけど、レーダに関する情報が5-2の裏の5番、5-4の資料の裏の(2)、それから、資料6の最後のページに、レーダに関する情報が入っているんですけども、これは国土交通省のほうでされるという意味なんですか。

【事務局】 例えば、資料6のほうのレーダの件なんですけれども、今回の補正予算ですとか、あるいは来年度の予算を利用いたしまして、我々も、局地的な豪雨についてリアルタイムにちゃんと把握できるような、例えば波長の短いようなレーダというものは、我々のほうで整備をしまして、そういったようなものをとらえていこうと思っておりますし、当然、ほかの地方自治体の方々が持っておられるようなレーダと一緒に、そういうものを把握していくという、そういうシステムも目指していきたいと思っております。

【〇〇委員】 申し上げたいのは、避難の話だとか、局地的なゲリラの話、要するに、例えば大阪府であれば、府民の方々に情報の受け渡し、これは非常に大事だというのはわかるんです。

何が言いたいかと言いますと、都道府県の水防活動における実態がどうなっているのかということを知っていただきたいと思うんです。はっきり言って、パニくるんです。と言いますのは、例えば大阪府での場合、水防警報活動に31基ございます。それに対して、洪水予報だとか水位の周知をするんですけども、本当に慣れ不慣れの問題で

はなしに、職員が減っていく中で、情報の受け渡しが非常に多いんです。特にゲリラ豪雨のときなんかもそうですが、もう本当に次から次へ発信しているといいますか、そういった状況で、非常にパニックります。

それで、今、私は河川室長ですが、一番考えているのは、水防活動をいかにシンプル化できないかというのを考えているんです。と言いますのも、情報の受け渡しを間違ったら、現場はさらに混乱しますので、ですから、できるだけシンプル化というものを考えています。

そんな中で、例えば雨量データ、かつては3カ所から雨量データをもらっていたんです。それは、今、非常に不経済ということもあるし、情報がまた違っていたときに困るということで、気象台に一本化しました。そうしたら、現状の気象台の情報はどうかと言いますと、はっきり言って、気象台の方には申しわけないんですけど、非常に精度が悪い。と言いますのは、大阪を網羅しているレーダはたくさんあるんですが、そのデータが一たん東京に行って、東京で処理されたやつが大阪に来るんです。そういうことが実態です。

それで、例えば19年度の雨のときに、うちには大体170カ所、雨量観測所があるんですけど、それで最大で50ミリしか降っていないんですね。近傍の雨量計全部が。ところが、気象台が100ミリという雨量を出したんです。それで、その雨が倍近くありまして、府民の方々、あるいは府会議員の先生方から、時間雨量100ミリの雨が降って被害がないのかという、そういったことがありまして、それで、何とか精度を上げていただきたいというのがあるんですけども。

そこで何が言いたいかと言いますと、確かに今の気象台の情報は精度が悪いんですけども、受け手側としまして、あちこちから情報が来るのは、逆に困るんです。で、言いたいのは、同じ雨量レーダを設置するのであれば、できれば国土交通省及び気象台とがうまく連携していただいて、都道府県には一本化して、うちは受け取るようにしていただきたいというのが切なるお願いなんです。つまり、情報収集には幾つあるといっても困るということなんです。

そういった意味で、ちょっとシンプル化というものを考えていますので、ひとつよろしくお願いいたします。

【事務局】 先ほど資料6の一番最後に、水災害予報センターというものをつくって、我々としても情報収集、それから情報発信について、よりの確にといいますか、その一つの観点として、やはり地方自治体の方々も、先ほどの言葉をお借りすると、シンプルに情

報をくれというか、実際の水防活動、あるいは河川管理者がいろいろな巡視等に迅速に結びつくような、そんなような情報発信というのをどうしていったらいいのかというのを、これは我々も、このセンターと、それから気象庁ですとか、あるいは都道府県、いろんな地方自治体の方々とかこういう組織をつくって、どういう伝達の仕方がいいのかというのを、ここでも検討していきたいと思っておりますので、そのときにはまたいろいろご意見いただければというふうに思います。

【〇〇委員】　そうです。ぜひそういったことで、一つにさせていただくということで、よろしく願いいたします。

【事務局】　はい。で、レーダの話も、これは国土交通省だけがやっていることではなくて、当然、総務省系の防災研究所だとか気象庁の皆さんと一緒にこれは今検討しているところでございまして、もともとありますCバンドのレーダの、もう少し局所的な現象をとらえるというような観点で、そういうセットでやろうというふうに考えておりますので、ご心配のようなことがないように、きっちりソフト面もつくっていきたいというふうに思います。

【分科会長】　お待たせしました。〇〇委員お願いいたします。

【〇〇委員】　きょうは女性が2人なので、特に〇〇委員のおっしゃったこと、私はとても心にとめて、貴重な1点だなというふうに思っています。

なぜなら、女性が、昼間は家にいて、大抵、いつ洪水が起こるかわからない、昼どきはほとんど女性だけがおうちにおられる場合が多い。男性がいないというときに、どうしたらいいか一番迷うのはお母さんなわけですね。災害があったところに、その後取材に行きますと、こういう動きをされたんで、我々は彼女に従って助かりましたという、声かけが一番大事だったという話を聞くんですね。声かけというのは、コミュニケーションがよくいっているところであろうと思われまして、お母さんが毅然としてどういう動きをとるかというのは、子どもたちに大変な影響を与えるわけで、一つお願いがあるんですけども、一年に一回か二回でもいいですから、水防団の訓練といいますか、女性にもそういうチャンスを与えていただけたらよろしいんじゃないでしょうか。たまたま山形県に飛島という島があって、その小さな島では2,800人ぐらいの人口なんですけれども、男が漁に行くと、その間じゅう奥さんたちが島を守るというんで、きちんとした水防団が明治42年にできて、100年以上続いているわけです。それは見事な凄烈なもので、毎日当番がいて、各個別の家に「どう、どう」と声かけしている。それだけでも行動の起こし

方が全然違うということなんですね。

やはりどうやるべきか、どうすべきかというときの判断に、さっきおっしゃったパニックというのが一番びったりした言葉かと思います。その訓練を受ける場所も必要だし、全国的にそういう運動があってもいいのではないかなという気がします。

以上です。

【分科会長】 コメントとして伺います。〇〇委員どうぞ。

【〇〇委員】 地方分権の話なんですけど、質問というか、これは河川局が考えたわけではないから、ポイントはわからないかもしれないけれど、直轄公共事業の実施について地方工務局へと書いてありますけれども、直轄公共事業の実施という中には、河川管理、いわゆる水防の対応だとか、日ごろ見回るだとかいう、いわゆる河川を見て、維持していくという作業が入っているんですかね。この直轄公共事業の実施という概念に。何かものをつくるだけの作業を、地方工務局とかいう名前に持って行って、そのほかは地方振興局という名前になっていますけど、地方振興局なんて、だれも徹夜してくれないような感じがするし、その辺はどうなっているのかなというのが質問です。

それから、あと、意見として、明治20何年に第1回の帝国議会ができたときの2つ大きいテーマがあって、1つは、自由民権運動に代表される藩閥政治への対抗ですね。もう1つは、各地で頻発していた水害を、いかに地主さんの負担でなくて、国家においてやってくれという、これがもう最大の民生のテーマで、結論が出たのが、29年の河川法制定ということで、数年議論しているわけですよね。今より財政規模が、それこそ相対的に言えば、1000分の1とか、そういう時代だと思いますけれども。

それから、カスリン台風が昭和22年で、建設省ができたのが昭和23年ですけども、このときも国会で、食うや食わずの中ですよ。本当に年金どころの騒ぎではないんだ。食うや食わずの中で、どうするんだという大議論をやっているわけなんですけど、そういう治水事業というのは、後白河法皇じゃないけれども、千何百年やっている中で、その歴史的な経過みたいなものはやっぱりあるわけで、その辺のことは当然河川局がこの地方分権の場でいろいろご主張なさっていると思いますけれども、そこは、私ども審議会制の分科会の委員ですけども、もうちょい意見をいろいろそういう立場から申し上げてほしいなという、これは要望なんですけど。

【事務局】 答え方がなかなか難しい話ではありますが、1つ目の、振興局と工務局の話は、承っていますと、振興局に一本化すると、かなり大きな組織ができてしまう

ので、実施部門を切り離して2つにしようというようなところから出てきたというふうに聞いています。したがって、どこで線を引くかというところも、あまり詳しく我々も今のところ伺っておりませんし、どういうイメージで仕事をとらえて、こういうふうにされたのかもよくわかりません。

後者の2つ目の話とも絡んできますが、我々は分権委の場で、局長、次長、水政課長、私、総務課長も、いろいろ意見を言ってまいりましたけれども、私ども河川局のやっている仕事の中身を必ずしも十分にご理解してこういう案をつくられたというふうには私自身は感じておりません、もうちょっときっちり話をしたいというふうに思っておりますけれども、言い方を間違えると、私も立場が危うくはなるんですけれども、どうもそういう、まず何か形が先にありきというような感じでおまとめされたような印象を持っておりまして、もう少ししっかりそのところを、今後、制度としても議論をしていかななくてはいけないのではないかなというふうに思っております。

【〇〇委員】 さきほどの事務局と意見が違うわけではないので、今、〇〇委員がとてもいいことをおっしゃったので、温暖化対応というのは100年で考えなければいけない問題だというのが私の趣旨で、だから、ハードもどんどんやっていくんだけれども、100年かけて日本の国家の都市の経営とか土地利用の形を、今までのような形ではなくて、例えば流域で考えなければいけないのではないかなというように、今河川局以外は言うのがないわけだから、例えば道州制をやる、ある種の案だと、道州制は経済だけでやりますから、東京周辺何で、東京を囲んだ、もう地理的に全く関係ないところとつなげて州をつくれとかやって、ああいうばかなことをやったら、温暖化対応なんかできないわけです。そういう、ちゃんと暮らし方を根本から変えるんだ、国土との関係を根本から変えるんだというような啓発、広報を一緒にやらないと。

さっきので言いますと、僕、鶴見川で子どもたちとか一般市民と川とか流域の話をもう20年ほどやって、体に体験があるわけなんですけれども、住んでいる人たちが川とか流域を意識するって、時間がかかるんですよ。これはよくばかにされちゃうんだけど、イベントというのが一番効くんですよ。イベントで遊んで、川へ連れて行って、流域で、そこで洪水の話をする、おじいちゃんが「ここで昔こんなに水が出たんだよ」と言うと、みんなよく理解する。デジタルでできることでないし、教科書でできることではないんですよ。ところが、やっぱり今の世論で言うと、イベントだとか何とかというのはむだだという圧力がかかっちゃうと、さーっと引いてしまう。でも、本当は、人が暮らし直すというのは、

祭りとかイベントとか、そういうことで暮らし直すんだと僕は思うんですね。河川局というのは、そういう大らかなところで突っ張ってくれるところかなと、昔から思っているんですけど、やっぱりそこが少し余りにも固くなって、守りになっちゃっているなど。あちこちが怒るだろうというのはわかるんだけど、そこらを逃げ回ってでも、子どもや市民が川につながる、流域につながるというイベント、お祭り、あえて言いますけれども、そういうところをがっちり支えていくというようなことを忘れないでいただきたい。趣旨はそういうことです。

【分科会長】 おそらくまだいろいろこの件については議論があると思いますし、また引き続きこういった機会をぜひつくっていただきたいということで、時間も多少過ぎましたので、議論はこれぐらいにしたいと思います。

それでは、最後に、本会の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後に、発言者氏名を除いて、国土交通大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般公開することにいたします。

それでは、これで第40回社会資本整備審議会河川分科会の議論を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

【事務局】 どうもありがとうございました。

それでは、最後に河川局長よりごあいさつ申し上げます。

【事務局】 お忙しいところ、ありがとうございました。

河川整備基本方針につきましては、今回の大和川、吉井川、日野川で、109水系すべての審議をいただいたわけございまして、また、斐伊川水系につきましては、変更を行ったわけございまして、それ以外に、局地的な大雨、集中豪雨に対する被害の軽減に向けての検討結果について、報告をさせていただいたわけですが、基本方針にしても、報告にしても、基本方針をつくったらおしまいとか、報告書をつくったらおしまいということではなくて、それが現地でソフト・ハードを含めて、実際に事業ができて、それが住民に対して効果を発揮するということが一番大事だと思っておりますので、きょうのご意見も踏まえまして、最後に地方分権改革の中でもありましたけれども、決して地方分権改革というのは、国と都道府県の権限争いでもなくて、だれがその河川なり流域を管理することが地域にとって一番効率的・効果的であるか、そういう観点でやっていくべきだと考えております。引き続きご指導方、お願いしたいと思います。

本日はまことにありがとうございました。

【事務局】 以上でございます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —